

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

建築指導課

### 【告示】

○ 収納代理金融機関の指定の一部改正  
（県例規集登載）

会計課

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

環境管理課

○ 救急病院の認定

医療推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

健康推進課

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

治山課

○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧

水産課

○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

建築指導課

### 【公告】

○ 土地改良事業の工事完了  
○ 公共測量の終了

耕地課  
監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了  
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

建築指導課

### 【選挙管理委員会】

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

選挙管理委員会

◎岡山県規則第三号

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「建築主事」を「建築主事若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）」に改める。

第六条及び第十条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第十二条の二第一項中「第三項又は」を「第三項、政令第三百三十七条の十二第六項若しくは第七項」に改め、同項第六号中「政令」を「政令第三百三十七条の十二第六項若しくは第七項又は政令」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第九十二号

平成二年岡山県告示第二百号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和六年三月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表中「寄附金」の下に「、一般旅券発給手数料」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和五年十月一日から適用する。

◎岡山県告示第九十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名 称 株式会社岡山村田製作所  
住 所 岡山県瀬戸内市邑久町福元77  
氏 名 代表取締役社長 畑尾 直哉
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社岡山村田製作所  
所在地 岡山県瀬戸内市邑久町福元77

# 令和6年3月12日 岡山県公報 第12581号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (E)		65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (C2)		65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (C2)		65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (A)		65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (A)	
能	力	1.6m <sup>3</sup> /日		0.5m <sup>3</sup> /日		1.9m <sup>3</sup> /日		0.6m <sup>3</sup> /日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1週間		-		着手後1週間		-		着手後1週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後1週間		-		完成後1週間		-		完成後1週間	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	1.5	1.6	0.5	0.5	1.9	1.9	0.6	0.6	同左	
	p H	3.6		3~5		13.5未満		13.5未満			
	B O D (mg/L)	37	37	930	1,050	10未満	10	10未満	10		
	C O D (mg/L)	51	51	1,300	1,450	100未満	100	100未満	100		
	S S (mg/L)	3	3	33	40	10未満	10	10未満	10		
	油 分 (mg/L)	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5	0.5未満	0.5	0.5未満	0.5		
	T - N (mg/L)	43	43	520	580	1未満	1	1未満	1		
	T - P (mg/L)	31	31	0.02未満	0.02	0.1未満	0.1	0.1未満	0.1		
	C u (mg/L)	39	39	-	-	-	-	-	-		
	F e (mg/L)	5	5	-	-	-	-	-	-		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	17	17	-	-	0.5未満	0.5	0.5未満	0.5		

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。  
 2 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (E) から排出される汚水等の一部は、産業廃棄物として処理委託される。  
 3 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 (C2) から排出される汚水等は、産業廃棄物として処理委託される。

# 令和6年3月12日 岡山県公報 第12581号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（B）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（B）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（C1）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（C1）	
能	力	0.6m <sup>3</sup> /日		同左		0.6m <sup>3</sup> /日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		着手後1週間		-		着手後1週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		完成後1週間		-		完成後1週間	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量及び最大 の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.6	0.6	同左	同左	0.6	0.6	同左	同左
	p H	13.5未満				13.5未満			
	B O D (mg/L)	10未満	10			10未満	10		
	C O D (mg/L)	100未満	100			100未満	100		
	S S (mg/L)	10未満	10			10未満	10		
	油 分 (mg/L)	0.5未満	0.5			0.5未満	0.5		
	T - N (mg/L)	1未満	1			1未満	1		
	T - P (mg/L)	0.1未満	0.1			0.1未満	0.1		
	C u (mg/L)	-	-			-	-		
	F e (mg/L)	-	-			-	-		
	アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)	0.5未満	0.5			0.5未満	0.5		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年3月12日 岡山県公報 第12581号

区	分	変更前		変更後		廃止		廃止	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（T）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（T）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（D1）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（D2）	
能	力	4,000枚/日		同左		4,000基盤/日		1.0m <sup>3</sup> /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに		—		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—		着手後1週間		—			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—		完成後1週間		—			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		連続24時間			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.5	0.5	同左	同左	1.0	1.0	同左	同左
	p H	3～5				3～5			
	B O D (mg/L)	930	1,050			930	1,050		
	C O D (mg/L)	1,300	1,450			1,300	1,450		
	S S (mg/L)	33	40			33	40		
	油 分 (mg/L)	0.5以下	0.5			0.5以下	0.5		
	T - N (mg/L)	520	580			520	580		
	T - P (mg/L)	0.02以下	0.02			0.02以下	0.02		
	C u (mg/L)	—	—			—	—		
	F e (mg/L)	—	—			—	—		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	100以下	100			100以下	100		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年3月12日 岡山県公報 第12581号

区	分	廃止		廃止	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（M1）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（S）	
能	力	0.5m <sup>3</sup> /日		4,000枚/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		—			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.5	0.5	同左	
	p H	3～5			
	B O D (mg/L)	930	1,050		
	C O D (mg/L)	1,300	1,450		
	S S (mg/L)	33	40		
	油 分 (mg/L)	0.5以下	0.5		
	T-N (mg/L)	520	580		
	T-P (mg/L)	0.02以下	0.02		
	C u (mg/L)	-	-		
	F e (mg/L)	-	-		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	100以下	100			

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。



# 令和6年3月12日 岡山県公報 第12581号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前	変 更 後							
工場又は事業場における施設番号	N o . 2 工程排水処理施設	同左							
種 類	工程排水処理	同左							
構 造	鉄筋コンクリート、S S	同左							
主 要 寸 法	W17, 400mm × L 14, 600mm × H6, 200mm	同左							
能 力	792m <sup>3</sup> /日	同左							
処 理 の 方 法	凝集沈殿、pH調整、バイオマイティナー、砂ろ過	同左							
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに							
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	工事着手後1週間							
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	工事完成後1週間							
使用時間の概要	連続24時間	同左							
使用時間の概要 使用時間の概要 使用時間の概要 使用時間の概要 使用時間の概要 使用時間の概要 使用時間の概要 使用時間の概要 使用時間の概要 使用時間の概要 使用時間の概要 使用時間の概要 使用時間の概要 使用時間の概要 使用時間の概要	区 分	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後				
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /L)	464.8	548.2	464.8	548.2	462.9	546.4	462.9	546.4
	p H	6~9	6~9	6~8.5	6~8.5	同左			
	B O D (mg/L)	20	20	12	20				
	C O D (mg/L)	20	20	12	20				
	S S (mg/L)	250	250	14	20				
	油 分 (mg/L)	5	5	5	5				
	T - N (mg/L)	10	10	8	10				
	T - P (mg/L)	5	5	1.4	2				
	P b (mg/L)	10	10	0.1以下	0.1				
	C r <sup>6+</sup> (mg/L)	0.05	0.05	0.05以下	0.05				
	ふっ素 (mg/L)	4	8	4以下	8以下				
	ほう素 (mg/L)	0.4	4	0.4	4				
	C u (mg/L)	2	3	2以下	3以下				
F e (mg/L)	2	2	2以下	2以下					
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	10	10	8	10					

# 令和6年3月12日 岡山県公報 第12581号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	A			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	3,752.4	5,051.0	3,750.5	5,049.2
p H	6~8.5			
BOD (mg/L)	7	9	同左	
COD (mg/L)	7	9		
SS (mg/L)	12	20		
油分 (mg/L)	1	7		
T-N (mg/L)	9	14		
T-P (mg/L)	0.9	1.5		
Pb (mg/L)	0.1以下	0.1以下		
Cr <sup>6+</sup> (mg/L)	0.005以下	0.005以下		
全Cr (mg/L)	0.01以下	0.01以下		
Cu (mg/L)	0.3以下	0.3以下		
Fe (mg/L)	1以下	1以下		
ふっ素 (mg/L)	2以下	5		
ほう素 (mg/L)	0.2	2		
大腸菌群数(個/cm <sup>3</sup> )	3,000以下	3,000		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	3	10		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和6年3月12日から同年4月2日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第九十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和六年三月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

岡山博愛会病院

2 所在地

岡山市中区江崎四五六一二

二 認定年月日

令和六年三月九日

三 認定の有効期限

令和九年三月八日

◎岡山県告示第九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和六年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
コスモス薬局 下の町店	医療機関の名称	コスモス薬局 下の町店	コスモス調剤薬局 下の町店	令和五年十月一日
コスモス薬局 玉島爪崎店	医療機関の名称	コスモス薬局 玉島爪崎店	コスモス調剤薬局 玉島爪崎店	令和五年十月一日

◎岡山県告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和六年三月十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
真庭市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
真庭郡新庄村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新庄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第九十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

岡山県岡山市東区宝伝三七三〇―二 豊田 次郎

岡山県岡山市東区久々井一五五八 伊加 昭一

二 加入区

朝日

三 漁船損害等補償法第一百三十一条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

朝日漁業協同組合

四 縦覧期間

令和六年三月十二日から同月二十六日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

◎岡山県告示第九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和六年三月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称

日本建築検査協会株式会社

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

構造判定部

新…東京都中央区日本橋二丁目一二番六号

旧…東京都中央区日本橋三丁目一二番二号

三 変更の年月日

令和六年三月十八日

〔一一九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

令和六年三月十二日

事業主体	地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太	完了年月日
〃 児島湾土地改良区	西七区支線23号	かんがい排水		令和六・二・二二
〃 西七区支線39号				令和六・二・二二



令和6年3月12日 岡山県公報 第12581号

〔一二〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市新田、堀南、 笹沖、上富井、中 島及び黒石地内	測 量 区 域
公共測量（三級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年二月十六日	終 了 年 月 日

令和6年3月12日 岡山県公報 第12581号

〔二二一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	高梁市松原町松岡地内
測量の種類	公共測量（基準点測量等）
終了年月日	令和六年二月二十九日

〔一二二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年三月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小田郡矢掛町本堀字日置六二六番六、小田字室一三五番二二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

小田郡矢掛町本堀六二六番地の一

株式会社平野鐵工所

代表取締役 平野 泰輔

三 許可年月日及び許可番号

令和六年一月三十一日岡山県指令建指第三五九号

〔一二三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小田郡矢掛町本堀字日置六二六番六、小田字室一三五番一二

二 公共施設の種別

緑地、消防の用に供する貯水施設

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

小田郡矢掛町本堀六二六番地の一

株式会社平野鐵工所

代表取締役 平野 泰輔

五 許可年月日及び許可番号

令和六年一月三十一日岡山県指令建指第三五九号

◎岡山県選管告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年三月十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。）
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八三、八九三	高 梁 市	七、七〇六
岡山市中区	四〇、〇〇九	新 見 市	七、七七七
岡山市東区	二五、七四五	備前市・和気郡	一一、八九五
岡山市南区	四五、六七六	瀬 戸 内 市	一〇、二四八
倉敷市・都窪郡	一三三、八一六	赤 磐 市	一一、九二〇
津山市・苫田郡・勝田郡	三四、八七三	真庭市・真庭郡	一二、一三九
玉 野 市	一五、九三〇	美作市・英田郡	七、六八一
笠 岡 市	一二、八九五	浅口市・浅口郡	一二、四四二
井原市・小田郡	一四、四五四	久 米 郡	四、九九六
総 社 市	一八、七九〇		